

「自動運転バス実証運行事業」プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「自動運転バス実証運行事業」契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名 自動運転バス実証運行事業

(2) 業務の目的

人口減少や高齢化等による運転手不足、さらには利用者の減少が路線バスの減便や廃止を招くなど、市民の移動を支える仕組みを維持することが困難な状況にある。

他方で、世界中で開発が進んでいる自動運転技術は、人手不足や交通事故の削減など、地域公共交通が抱える課題を解消する手段の一つとして期待されている。

本市においても地域公共交通の課題に対応し、市民の移動手段と外出機会を将来にわたって確保するため、次世代モビリティである「レベル4で走行可能な自動運行システムを搭載した自動運転バス（以下自動運転バス）（自動運転技術）」の導入に向けた実証を初めて実施する。

今年度は、地域の団体等が中心となり、交通渋滞緩和に向けて様々な取組を実施している城崎温泉街において、自動運転バスの試験運行を実施する。

本事業は、最新の自動運転システムや安全運行のノウハウを持つパートナー企業とともに、城崎温泉街特有の運行環境において、住民ニーズの把握や運行データ（フィードバック）の収集・蓄積を行うものです。互いの強みを持ち寄り、地域課題の解決を目指す「共創」のチャレンジとして、独創的かつ意欲的な提案を求めるものとします。

(3) 業務内容

ア 本事業の目的達成に必要な自動運転バスの車両や周辺システム・機器等の調達及びオペレーターの手配

イ 城崎温泉街（JR 城崎温泉駅～城崎国際アートセンター）において、レベル4システムを搭載した車両をレベル2（オペレーター乗車）の形で実証運行

ウ イに必要な関係機関との協議、必要な申請・届出等走行準備

エ 実証運行における走行特性・安全性などの検証結果及び自動運転バスの実装に向けた課題の報告。

(4) 業務期間

契約締結の日から 2027 年 1 月末日

3 事業費

(1) 予算額

9,900 千円

なお、参考見積書の金額が、見積額（予算額）を超過した場合は失格とする。

(2) その他

事業費は次に掲げる事項に基づき執行する

ア 本事業に係る予算執行については、豊岡市会計規則（平成 17 年規則第 54 号第 16 条）の規定に基づき執行する。

- イ 本事業は、国が実施する「観光庁補助事業（オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業（地域一体型）」の採択及び予算の交付決定を前提とする。
- ウ 当該補助金が不採択となった場合、財務規則の規定に基づき、本事業の実施及び選定事業者との本契約の締結は原則として行わないものとする。この際、本プロポーザルに要した一切の費用は全て参加者の負担とする。
- エ 但し、前項の規定にかかわらず、補助金が不採択となった場合、または交付決定額が申請額を下回った場合であっても、当市の判断により、実施規模の縮小、運行計画の見直し、あるいは他の財源の活用等による事業実施の可能性を模索する場合がある。
- オ エの判断を行った際には、本プロポーザルにおける最優秀提案者（次点者を含む）として選定された事業者と、変更後の条件（仕様、事業規模、委託金額等）に基づく事業継続に向けた協議の場を優先的に設けるものとする。なお、協議が不調に終わった場合、委託者及び受託者の双方に何かしらのペナルティや賠償義務は生じないものとする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。
 - ア プロポーザル方式により契約しようとする業務における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - イ 豊岡市指名停止基準（平成17年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。
 - ウ 豊岡市入札参加資格制限基準（令和3年豊岡市制定）第2条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第3条の規定による資格制限を受けている者でないこと。
 - エ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
 - キ 豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
 - ク 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えられる者
- (2) 前記(1)アに規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、市の参加資格審査を経たうえで、プロポーザルに参加することができる。
 - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

※直前2年分の決算書類（損益計算書及び貸借対照表の写し）

オ 豊岡市に納税義務がある者は豊岡市税の納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

カ 法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

6 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

(エ) 5参加資格の(1)アに規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、5(2)に記載する書類

イ 提出方法

電子メール（メール受信可能な容量は約10MBまでのため、10MBを超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。）

ウ 提出期限

2026年7月3日（金）正午まで

エ 提出先

豊岡市役所市長公室経営企画課

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9022 E-mail：keieikikaku@city.toyooka.lg.jp

(3) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、以下の質問フォームに入力すること。

なお、メール、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 受付期限 2026年6月30日（火）正午まで

イ 質問提出フォーム

<https://toyooka-city.form.kintoneapp.com/public/025keieikikaku-1511inquiryform>

ウ 質問回答日（予定） 2026年7月1日（水）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(4) 参加資格審査

提出された書類により、参加資格の有無を審査し、審査結果を2026年7月3日（金）を目途

に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 辞退届の提出

参加申し込み後にプロポーザル参加を辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

- ア 提出書類 辞退届（様式4）
- イ 提出方法 6(2)イに同じ
- ウ 提出期限 2026年7月8日（水）正午まで
- エ 提出先 6(2)エに同じ

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届（様式5）

イ 実施体制各種調書及び企画提案書

(ア) 再委託調書（様式6）

(イ) 工程表（様式7）

(ウ) 企画提案書（任意様式）

企画提案書については、以下に示す内容を具体的に記載し、30 ページ以内にまとめ、ページ番号を付すこと。また、別紙「仕様書」に定める内容にも留意すること。

a 本事業の取り組み方針

b 事業全体の実施体制・工程

c 本事業の取り組みにあたっての自社の強みやノウハウ

d 実証車両の概要（メーカー／機体名称（車種名）／車両区分／形状／サイズ／デザイン（機体写真）／装備性能／各種センサーの数量及び検知能力／カメラの数量及び解像度／安全性能／航続可能距離・時間／運行実績／その他（メーカーが示す機体情報）

e 管理・運行体制及び緊急時の対応

f レベル4を見据えた検証の概要（検証項目と検証方法）

(イ) 見積書（任意様式）

※見積書は合計金額だけでなく、業務ごとの積算内訳も記載すること。

(2) 提出方法 6(2)イに同じ

(3) 提出期限 2026年7月9日（木）正午

(4) 提出先 6(2)エに同じ

8 日程（予定）

項 目	期 日
公募開始	2026年6月24日（水）
企画提案に関する質問書提出期限	2026年6月30日（火） 正午まで(必着)
企画提案に関する質問書回答	2026年7月1日（水）（予定）
参加申込書の提出期限	2026年7月3日（金） 正午まで(必着)

参加資格審査結果通知	2026年7月3日（金）（予定）
参加申込後の辞退期限	2026年7月8日（水）正午まで（必着）
企画提案書提出期限	2026年7月9日（木）正午まで（必着）
プレゼンテーション審査の実施	2026年7月15日（水）午後（予定）
最終審査結果の通知	2026年7月17日（金）（予定）
契約締結	2026年7月 下旬（予定）
業務着手	2026年7月 下旬（予定）

9 審査概要

(1) 審査委員会

「自動運転バス実証運行事業」委託契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 委員会は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 企画提案審査（プレゼンテーション等）

(ア) 開催日 2026年7月15日（水）（予定）

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎3階 庁議室

(ウ) 出席者 当該業務に参画する3人までとする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。プレゼンテーション25分、ヒアリング25分程度を予定。

(オ) 参加通知 企画提案審査への参加通知は7月9日（木）を目途に電子メールで通知する。

(カ) 留意事項

a 企画提案の順番は、提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

b 資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料は受け付けない。

c 提出のあった提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価対象としない。

d 企画提案審査及び委員会は非公開とする。

e 企画提案及び委員によるヒアリングは、本市において録音・録画を行う。なお、提案者による録音・録画は禁止とする。

f プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターは市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき採点し契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、委員の合議により決定する。なお、審査委員の平均得点が60点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者としてしない。

カ 最終審査結果の通知

最終審査結果は、企画提案審査参加者全てに2026年7月17日（金）を目途に書面で通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

10 審査基準

本プロポーザルは、次の基準に基づき審査する。

審査項目	評価の観点	配点
業務の計画性	①本事業を遂行するために、適切な工程が設定されているか（運行準備、関係機関等調整、検証・報告に要する期間） ②本事業の成果を将来的な自動運転レベル4実装につなげる視点が盛り込まれているか（技術面、運用面及び社会受容性等の課題整理）	20点
業務実施体制	①オペレーター・遠隔監視者の配置や自動運転車両の維持、緊急時対応、安全対策等、安全で安定した実証運行を実現するための体制となっているか ②本事業の進捗把握と管理ができる適切なマネジメント体制がとられているか	20点
業務実績	過去3年以内に国内の公道において、自動運転レベル2以上で実証運行を実施した実績を有しているか（実績件数のみではなく、実証内容の本業務との類似性、安全管理の取組状況等の内容が総合的に示されているか）	10点
企画提案内容	①実証地域の社会受容性の観点から、適切な自動運転車両（自動運転車両の性能、デザイン、快適性等）の確保・提供が期待できるか ②自動運転レベル4実装を見据えた実証運行のシステムや車両となっているか ③収集・報告するデータ（走行データ等）の項目及び収集・分析方法が、城崎温泉街における自動運転レベル4運行に向けた情報収集及び課題抽出のために具体的かつ適正であるか ④本市及び実証地域の気象条件、交通環境、住民特性等の地域特性や課題を的確に把握した上で、それらに対応し、地域課題の解決を目指す「共創」のチャレンジとして、独創的かつ意欲的な提案となっているか ⑤社会受容性の醸成を図るための取り組みが、実証地域の住民・事業者の自動運転に対する理解や自動運転の安心感、利便性などにつながる内容（提案）となっているか（例：地域住民が興味を持つ工夫がされているか、地域の未就学児・児童・学生等に乗車機会が設けられているか）	40点

見積金額	本業務にかかる費用を相対的に評価する。 (10 (配点) × $\frac{\text{提案者中の最低見積額}}{\text{当該見積額}}$) ※小数点以下切り捨て	10 点
合計		100 点

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成 17 年豊岡市条例第 7 号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第 7 条第 2 号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 事業費」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

(5) その他

契約候補者の決定と本契約の締結は、2027年度以降の本市における自動運転実証・実装運行事業の委託を約束するものではない。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 企画提案書に記載した業務実施体制は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (8) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 最終報告書の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市役所市長公室経営企画課

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL : (0796) 21-9022 E-mail : keieikikaku@city.toyooka.lg.jp